

「第5次情報システム最適化事業仕様策定支援業務委託」

プロポーザル実施要領

令和8年4月

半田市

## 1. 趣旨

半田市（以下、「本市」という。）では、市民に質の高い行政サービスの提供、行政運営の効率化及び個人情報保護とセキュリティ対策の強化を目的として、情報システムの構築・運用等を行い、情報システムに関連する業務を包括的に委託する「包括アウトソーシング（以下、「包括OS」という。）」を実施している。

この度、本市では、現行の包括OSの再評価の時期を迎え、「第5次半田市情報システム最適化事業（以下「第5次最適化事業」とする。）」を予定している。第5次最適化事業は、「働き方を変える利便性の向上と情報セキュリティの両立」を大方針とし、次に示す取り組みを推進する。

- 便利なインターネットクラウドサービスの積極的活用
- 新しい技術を活用した迅速なサービスの立ち上げ
- 場所にとらわれない柔軟なワークスタイルの確立
- 自然災害・パンデミック時に業務継続可能な柔軟性の確保

本業務は、第5次最適化事業において、本市にとって最適な委託事業者を選定できるようにするため、調達仕様書等の策定について、中立かつ情報システムに関する豊富な知識と経験を有する専門家の支援を受けることを目的とするため、専門家が有している高度なノウハウやリソースの活用が最適であると判断し、公募型プロポーザルにより本業務の受託者を募集するものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務委託名

第5次情報システム最適化事業仕様策定支援業務委託

### (2) 事業場所

半田市東洋町二丁目1番地ほか

### (3) 業務概要

第5次情報システム最適化事業仕様策定支援業務委託仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約日の翌日から令和10年3月31日（金）まで

### (5) 提案上限額

令和8年度 15,246,000円（消費税及び地方消費税を含んだ金額）

令和9年度 13,299,000円（消費税及び地方消費税を含んだ金額）

合計額 28,545,000円（消費税及び地方消費税を含んだ金額）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであ

る。

※後述する提案価格書内訳を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

### 3. 選定方式

公募型プロポーザル方式

### 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方公共団体において本業務と同種の業務の受注実績を有すること。
- (2) 次のいずれかの認証を取得し、有効に継続していること。
  - 情報セキュリティマネジメント（ISMS）適合評価制度（ISO/IEC27001）の認証
  - プライバシーマーク（JIS Q 15001）の付与認定
- (3) 契約締結までの間に、令和8・9年度半田市入札参加資格（物品・その他委託等）を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本プロポーザルの参加表明書の提出期限から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (7) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

### 5. 実施スケジュール

No.	項目	日程
1	プロポーザルの公募開始	令和8年4月8日（水）
2	質問書の提出期限	令和8年5月1日（金）17時必着
3	質疑の回答期日	令和8年5月15日（金）
4	参加表明書の提出	令和8年5月1日（金）17時必着
5	企画提案書等の提出期限	令和8年5月27日（水）17時必着
6	1次審査結果及びプレゼンテーション日時通知	令和8年6月3日（水）まで

7	プレゼンテーション審査	令和8年6月10日(水)
8	審査結果通知	令和8年6月15日(月)まで
9	仕様書の調整・協議	令和8年6月中
10	契約の締結	令和8年7月1日(水) 予定

## 6. 質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出

本要領、仕様書(案)等に関し疑義がある場合は、任意様式により、内容を簡潔にまとめて記載し提出すること。

### (2) 提出期限

令和8年5月1日(金) 17時必着

### (3) 提出方法

半田市デジタル課(joho@city.handa.lg.jp)に電子メールにより提出すること。電子メール以外による質問は受け付けない。

- 送信件名は「【質問】第5次最適化事業仕様策定支援プロポーザル(事業者名)」とすること。
- 評価等に影響を及ぼすおそれがある質問(参加事業数、参加事業名、評価委員等)は受け付けない。

### (4) 質問に対する回答

質問への回答は、令和8年5月15日(金)までに、参加表明者全員に対して、電子メールで回答内容を送付するとともに、半田市ホームページに掲載する。本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

## 7. プロポーザル参加表明書の提出

参加資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出書類及び提出部数

No.	提出書類
1	プロポーザル参加表明書(様式1)
2	会社概要書(様式2)
3	業務実績書(様式3) ※直近の契約実績
4	ISMS登録証・プライバシーマーク登録証等の写し
5	直近3年分の決算書等財務状況がわかるもの(任意様式)

### (2) 提出部数

電子データ 1式

(3) 提出期限

令和8年5月1日(金) 17時必着

(4) 提出方法

電子メール等にて、半田市デジタル課(joho@city.handa.lg.jp)へ提出すること。

(5) 参加資格要件審査結果通知

プロポーザル参加表明書を提出した者について、「4. 参加資格要件」に定める要件を満たす者であるかを確認した後、その者に対し、その結果をプロポーザル参加表明書(様式1)に記載のメールアドレスに参加資格要件審査結果通知書(様式4)により、随時、電子メールにて通知する。

## 8. 企画提案書の提出

参加資格要件審査結果通知書(様式4)により「参加資格あり」と通知を受けた事業者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類
1	企画提案書(任意様式)
2	見積書(様式5)

(2) 提出部数

電子データ 1式

(3) 提出期限

令和8年5月27日(水) 17時必着

(4) 提出方法

電子メール等にて、半田市デジタル課(joho@city.handa.lg.jp)へ提出すること。

## 9. プレゼンテーション(審査)

提出書類及びプレゼンテーションにより、庁内に設置した選定委員会が審査する。なお、応募者多数の場合は、書類審査のみで1次審査を行い、上位5者程度を対象にプレゼンテーションによる2次審査を行う。また、企画提案者が1者の場合でも、審査を行う。

(1) 実施予定日

令和8年6月10日(水) 10時~16時

※実施時間及び場所等の詳細については、別途電子メールにて通知する。

(2) 所要時間

準備	5分
----	----

プレゼンテーション	20分
質疑	20分
計	45分

### (3) 実施方法

対面によるプレゼンテーションとし、企画提案者が提出資料を用いてプレゼンテーションを行い、審査員が質疑応答を行う。提出締め切り後の新規資料の追加等は認められない。また、企画提案者の一部の者のオンラインでの参加も認めるが、Web 会議システム等必要な物品は、企画提案者が準備すること。

### (4) 貸出物品

机、椅子、電源、60 インチモニター（HDMI ケーブル含む）

※パソコンは持参すること。

### (5) その他

プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

## 10. 受託候補者の選定

審査委員会による審査を経て、受託候補者を選定する。

### (1) 審査

審査は提出された企画提案書及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、「別添1 受託候補者選定方法」及び「別添2 選定審査基準」に基づき評価を行う。

### (2) 結果通知

選定結果は、選定後、すべての参加者に対し、プロポーザル参加表明書（様式1）に記載のメールアドレスにプロポーザル審査結果通知書（様式6）により通知するものとする。なお、通知後に参加事業者及び審査結果を市ホームページにて公表するものとし、選定結果以外の内容は非公開とする。また、当該結果に対する異議申し立て等の行為は、一切受け付けないものとする。

### (3) 失格事項

以下のいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ア. 「4. 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなった場合
- イ. 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合していない場合
- ウ. 提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合
- エ. 提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合
- オ. 提案にあたり、著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が失格であると認めた場合
- カ. その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

## 1 1. 契約の締結

受託候補者（優先交渉権者）とは、予定価格の範囲内で契約締結の交渉を行う。

交渉の結果、合意に達しない場合には、第二順位者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を行う。なお、本業務を受託する者(以下、「受託者」という。)は、業務の一部について再委託をしようとする場合、市に対し事前に書面にて当該に係る承認を求め、市が承認した場合に限り、業務の一部を第三者に再委託することができる。

## 1 2. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。また、選定後の事業計画の中止・延長・選定されなかったことによる損害等も同様とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 受理後の書類の訂正、再提出等は原則として認められない。
- (4) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例（昭和 61 年半田市条例第 6 号）に基づき、個人情報及び事業者の正当な利益を害するおそれがある場合を除き、第三者に提出書類を公開する場合がある。非開示を希望する情報がある場合には、「提案書の開示に係る意向申出書」（様式 7）を別途提出すること。なお、希望する場合は「1 3. 問い合わせ及び書類提出先」へ連絡するものとし、受付後「提案書の開示に係る意向申出書」をプロポーザル参加表明書（様式 1）に記載のメールアドレスに送付するものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の決定以外の目的では使用できないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、市が本件の報告又は公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (8) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応等は、受け付けないものとする。

## 1 3. 問い合わせ及び書類提出先

半田市企画部デジタル課

住 所：〒475-8666 半田市東洋町二丁目 1 番地

電 話：0569-84-0603（直通）

メール：joho@city.handa.lg.jp

ホームページ：http://www.city.handa.lg.jp/